

令和 2 年度

社会福祉法人日進市社会福祉協議会
事業計画書

社会福祉
法人

日進市社会福祉協議会

令和２年度 社会福祉法人日進市社会福祉協議会事業計画

令和２年度社会福祉法人日進市社会福祉協議会の事業計画は、次に定めるところによる。

基 本 方 針

平成27年4月に日進市と日進市社会福祉協議会が協働で策定した「にっしん幸せまちづくりのプラン【日進市「第2次地域福祉計画」】【日進市社会福祉協議会「第4次地域福祉活動計画」】」が計画期間の中間年を迎え、5年の時を経た福祉ニーズなどの変化を踏まえ、福祉圏域の見直しなどを行い、令和2年4月から新たなまちづくりのプランがスタートします。

本会は、そのプランに掲げられた理念や目標の実現を目指し、日進市と連携を深めていくとともに区、自治会、民生委員・児童委員や地域にお住いの皆様との協働を進め、「第4次地域福祉活動計画」に基づく5つの重点事業の推進を図ってまいります。

このプランを推進するため、平成29年4月に「発展強化計画」を策定し、組織体制の強化を図り、平成30年4月には「職員体制整備計画」を策定し、職員の基礎知識や専門知識の向上を図るため職員研修を充実し、その職員を各部署に適正配置することで、新たな地域福祉ニーズと職員が向き合い、地域にお住いの皆様が安心して生活できる地域環境づくりを実現していく本会の目指す姿を次のように定めます。

本会は、地域住民の自主的な地域福祉活動を支援し、区、自治会、福祉関連事業者やNPO、市民活動団体などと連携・協働し、様々な社会福祉サービスを提供する主体を相互につなぐ「中間支援組織」、すなわち、“地域のかなめ役”の役割を持つ組織への転換を図りてまいります。

発展強化計画における本会が目指す姿（組織の将来像）

地域福祉活動の推進と地域包括ケアシステム構築に向けた『地域のかなめ役』

～事業型社協から地域福祉に貢献する中間支援型社協への転換～

目指すべき地域社会の姿		本会が発揮すべき『かなめ役』
1	支え合い・助け合いの地域福祉活動が展開されている地域社会	小地域における支え合い・助け合いの福祉活動と専門機関をつなぐ仕組みづくりを支援する役割を発揮します。
2	要支援・要介護になっても慣れ親しんだ地域で安心して暮らせる地域包括ケアシステムが構築されている地域社会	高齢者をはじめ、障害者や子ども等も包含した地域包括ケアシステムの中核機能（総合的な相談支援機能など）を発揮します
3	多様な主体による地域協働体制が形成されている地域社会	多様な地域資源（区や自治会、地域住民、民生委員、NPO、福祉事業者など）の連携・協働のための調整機能を強化します。

発展強化計画における転換方針

事業型社協から中間支援型社協へ転換を図り、本会が目指す姿を具現化するため、次に示す4つの転換方針に基づき、施策や事業展開、組織改革を進めます。

転換方針1 総合的な相談支援機能の充実

支援やサービスとそれを必要としている市民との接点となる総合的な相談支援機能を充実するため、次の取り組みを進めます。

- (1) 地域包括ケアシステム構築への協力
- (2) 各種相談支援機能・組織の連携強化
- (3) 障害者計画相談支援の充実

転換方針2 地域福祉部門の強化と地域福祉活動実践体制の構築支援

支え合い・助け合いの地域社会づくりを進めていく人材確保及び組織体制の構築と関係専門機関等との連携強化を図るため、次の取り組みを進めます。

- (1) 地域福祉事業の見直し
- (2) 地域たすけあい相談員（CSW）の配置
- (3) 地域福祉活動推進のための資金的支援の充実
- (4) 市民活動やボランティアの育成・活動支援体制の強化
- (5) まちづくり協議会の設置

転換方針3 既存の福祉サービス事業の見直し

本会の人材や財源等の限られた経営資源を地域福祉部門の強化に集中するため、既存事業を見直し、次の取り組みを進めます。

- (1) 介護保険サービスや障害福祉サービス等の民間事業者への移管
- (2) 中央福祉センター等の公共施設のあり方の協議・検討

転換方針4 中間支援型社協への転換を下支えする役割を果たす本部機能（総務機能・企画調整機能）の強化と必要な人員配置

必要な人員の確保と組織改革を進め、本会の地域福祉部門や本部機能を強化するために、次の取り組みを進めます。

- 1 制度改革に基づく組織改善の推進
 - (1) 評議員組織の見直し
 - (2) 理事体制の見直し
- 2 中間支援型社協を実現するための組織改革と体制構築
 - (1) 職員体制の見直し
 - (2) 職種に応じた処遇改善等の実施

- (3) 事務局体制（法人運営部門）の充実
- (4) 職員研修の充実
- (5) 各種規程等の整備
- (6) ICT環境や情報提供の充実

地域福祉活動計画の重点事業

1 市内すべての地域をつなぐ横断組織の設置と活動の拡充

個人の抱える問題を地域の問題として共有化するため、地域の話し合いの場となる「住民座談会」を開催し、地域単位の希望に応じて課題を整理し、課題解決に向けた活動支援や助言等を行う。

将来的に、区や自治会のほか、NPOや事業者など、様々な個人・機関・団体等が連携する協働組織の立ち上げ支援を進める。

2 新たな要支援者層や困りごとを抱える人への支援

本会の相談機関が地域福祉に関係する機関や団体等をつなぐネットワークの中核を担うとともに、新たな要支援者層や困りごとを抱える人等の新たな地域課題の共有化と課題解決に向けた意識を高めるために、市民に向けて講習会や研修会を開催する。

3 協働による地域の見守り支援体制の充実

日常生活や様々な活動の中に見守り等の福祉の視点を持ち、活動を効率的に連携していくために、市民活動のきっかけづくりの講座である「まちの守り人養成講座」を開催し、新たに見守り活動に参加していく人材の育成を行う。

4 地域福祉活動の安定化に向けた情報集約と支援体制の再編

ボランティアセンターが中核となって、ボランティアやボランティア団体がその活動内容や活動地域、活動日時等、細かな活動情報を登録する人材データベースを構築し、その有効な活用方法を検討する。

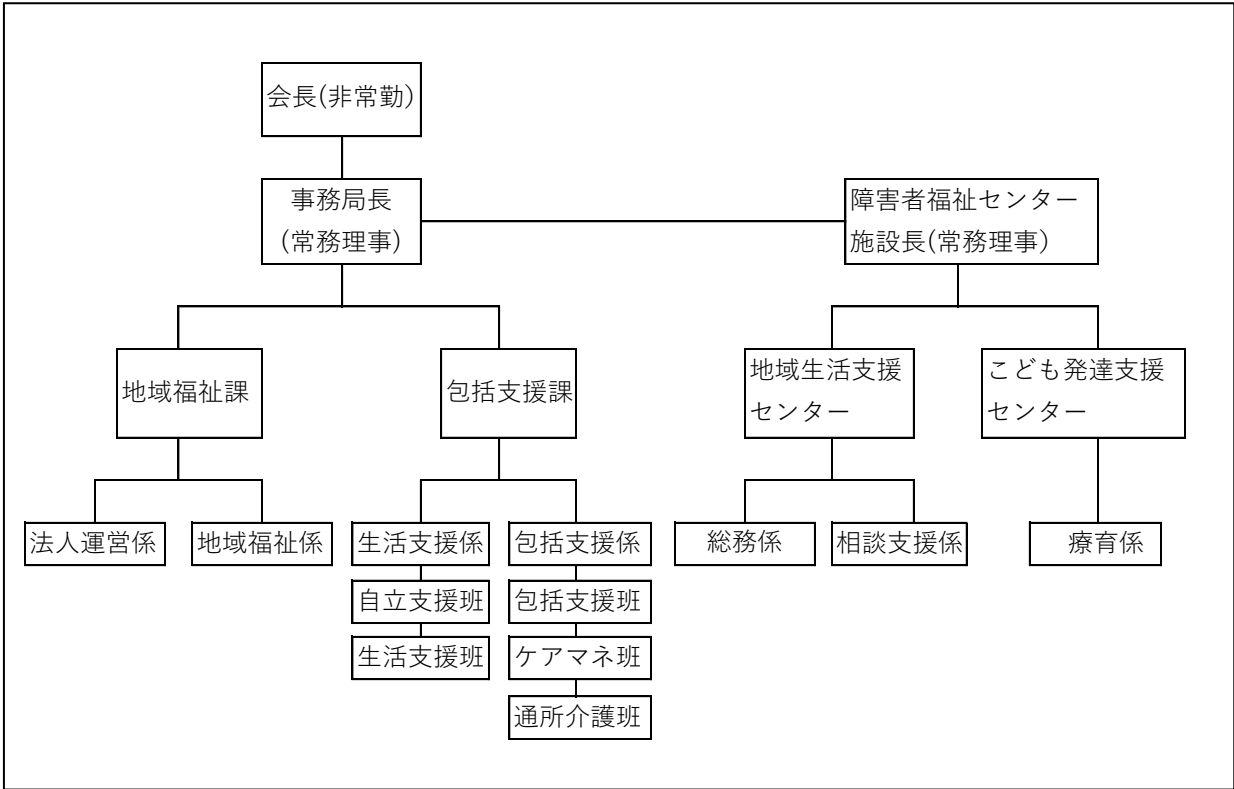
5 「つどいの場」の開設支援

「住民座談会」を活用し、協働組織の開設を希望する地域に対して、開設及び運営の支援や情報提供など、可能な支援を行うことで、市民が集まる「つどいの場づくり」を推進する。

職員体制整備計画に基づく組織

【組織体制】

平成２９年度に作成した職員体制整備計画に基づき、以下のとおりの組織体制とします。デイサービス事業を令和２年度以降も継続することから、通所介護班を地域福祉課の所管から包括支援課へ移動し、包括支援課に生活支援係を新設します。



事業内容

1 法人本部

1-1 地域福祉課

1-1-1 法人運営係

《重点事業》

○ 規則、規程等の整備

業務が円滑に遂行できるよう必要な規則、規程、細則や内規等の整備を進めます。

○ 職員研修等の強化

本会の組織体制強化のため、全国社会福祉協議会や愛知県社会福祉協議会等が実施する各種研修に、職員の職位、在職年数及び職務内容に応じて計画的に受講させ、職員の資質や知識の向上を目指します。職員が職務遂行に必要とされる資格の取得費用等を助成します。

また、市職員の派遣を求め、その豊富な知識や経験を職員の事務能力等の向上に活かすとともに習得します。

さらに尾張東部圏域社会福祉協議会（5市1町）と共同で研修会を実施し、職員の法規、会計、待遇等の基礎知識の向上を図ります。

○ 【拡充】災害時用備蓄品購入及び災害時職員初動対応訓練の実施

「災害時職員初動・対応マニュアル」に基づき、災害発生時の緊急対応や事業を継続するため、業務にあたる職員の非常食糧及び機材、毛布等の備蓄品を準備し、災害時の対応に必要な作業着を新たに職員に貸与します。

また、マニュアルの目的を達成し、災害発生時の緊急対応、事業継続（BCP）を可能とするため、職員の緊急メール受信や参集訓練、応急救護などの職員に対する防災教育、センター利用者やサービス利用者の避難誘導訓練などの各種の訓練を実施します。

《事業内容》

1－1－1 法人運営係

《事業サービス区分》

区 分	予算額（千円）	備考
1101 法人運営補助事業	30,184	市補助事業

- 法人全体の職員体制の強化・充実を図っていくため、市の支援を得て、法人運営係の職員体制を強化します。
- 理事会、評議員会の開催費用など、基本的な法人運営に必要な職員の人件費や諸経費を計上し、法人の運営方針等の決定や組織体制の強化を図ります。
- 法人の業務方針の決定や組織運営の強化を図るため、幹部会議、安全衛生委員会等を定期的に開催し、必要な規則・規程の改正、予算・決算及び事業計画の作成・報告等に必要な経費計上を行います。
- 職員の健康管理を行う定期健康診断等の検査項目の見直しなど、福利厚生 of 充実及び必要な内容の見直しを行います。

《事業サービス区分》

区 分	予算額（千円）	備考
1102 退職給与積立事業	7,786	積立
1103 備品購入積立事業	12,056	積立
1106 社会福祉充実基金積立事業	64,488	積立
1107 法人運営自主事業	26,339	独自事業

- 災害用の備蓄品購入や職員研修等に必要な経費を支出するため、備品購入積立及び社会福祉充実基金積立から繰り出しを行います。
- 職員のスキルアップに必要な研修の実施や外部研修への参加を計画的かつ積極的に進めていくため、必要な職員研修や研修費助成等を行います。
- 法人運営係の職員体制強化に伴い、事業予算の内容精査を進め、より最小の経費で最大の効果が発揮できるよう経費支出の適正化に努めます。また、職員研修等を通じて、職員のコスト意識の改善に努めていきます。
- 【拡充】積極的な広報活動を行っていくため、福祉だよりの発行回数やページ数、掲載内容等の見直しの必要な業務見直しとともに、4月からホームページをリニューアルし、社会福祉協議会の各種の地域福祉事業や福祉サービスなどを市民に分かりやすい内容で積極的に情報発信し、新たに社会福祉協議会の紹介動画の製作を行います。
- 【拡充】会員募集の事業内容を見直し、積極的なPRを行い、社会福祉協議会及び地域の支え合い活動の認知度の向上し会員数の増加を目指します。

《事業サービス区分》

区 分	予算額（千円）	備考
1108 中央福祉センター管理事業	33,350	市指定管理事業

- 新たに令和2年度から5年間の日進市指定管理事業者に日進市社会福祉協議会が選定されスタートします。
- 【新規】新たな日進市中央福祉センター・福祉情報センター指定管理計画では、地域福祉活動計画の5つの重点事業の1つである「協働による地域の見守り支援体制の充実」のためにコミュニティソーシャルワーカーの人件費が認められました。
- 中央福祉センターと福祉情報センターを適切に運営できるよう、必要な施設・設備の維持管理経費を計上します。
- 【拡充】中央福祉センターが建設から約25年が経過し施設・設備の老朽化により生じる不具合・故障等を改修します。トイレをすべて洋式に切換、利用者の環境整備に努めます。
- 【新規】中央福祉センターの正面玄関ホールに会議等の電子看板を設置し、利用者の利便性を高めます。
- 【新規】中央福祉センターの情報をまとめた新たなパンフレットを製作し、市民や社会福祉関係団体へ情報発信を行い、中央福祉センターの利用者数の増加を目指します。
- 市民の施設利用の利便性を図るため、利用手続き方法やサービス内容等の見直しを検討します。

1－1－2 地域福祉係

《重点事業》

○【新規】「地域たすけあい会議」の設置

中間見直しを行い令和２年４月にスタートした「しあわせまちづくりプラン」に基づき、計画期間内の早い時期に「地域たすけあい会議」を設置できるよう取り組みを進めます。地域たすけあい会議は、市内の３つの中福祉圏域にそれぞれ設置し、区や自治会、民生委員・児童委員、老人クラブや子ども会、地域福祉の活動主体や事業所等の代表者などのメンバー構成を想定しています。地域の多様な活動主体間の情報交換・情報共有や交流を深め、各活動主体だけでは解決できないような地域の課題に対してメンバーが協力し合い調整し連携を深めながら解決していくための組織づくりを目指していきます。

○【拡充・新規】災害ボランティアセンターの体制強化

平成３０年１２月に策定した「災害ボランティアセンター設置・運営マニュアル」に基づき、災害発生時に速やかな対応ができるよう、訓練、コーディネーターの養成を行うとともに、災害初動時に必要な資材等の購入を図ります。

また、幅広い年代に災害に対する関心をもっていただくことを目的として、新たに「にしん防災フェスタ」を開催するほか、高齢者・障害者福祉事業所向けに「防災講演会」を開催し、防災啓発を進めます。

○ 地域たすけあい相談員（コミュニティソーシャルワーカー）の配置

市内の３つの中福祉圏域に「地域たすけあい会議」の設置を推進するため、地域たすけあい相談員（コミュニティソーシャルワーカー：ＣＳＷ）を１名ずつ配置し、日進市と連携して新たな地域福祉活動の推進に向けた区、自治会、民生委員・児童委員、老人クラブ、子ども会、福祉団体などで構成した「地域たすけあい会議設立準備検討会」を設置し、組織作りに向けた準備作業を進めます。また、小福祉圏域である３つの「まちづくり協議会」の支援と、新たな地域でのまちづくり協議会の設置を進めていきます。

《事業内容》

1－1－2 地域福祉係

《事業サービス区分》

区 分	予算額（千円）	備考
1202 地域福祉活動補助事業	2,432	市補助事業
（内訳）		
表彰事業	278	
健康福祉フェスティバル運営事業	1,209	
金婚等を祝う会事業	554	
つどいの場整備助成事業	391	
1206 地域福祉活動運営事業	30,209	市補助事業

- 市の補助金の支援を得て、次の事業に関する経費を計上し、地域福祉活動の推進を図ります。
 - ① 今年度は本会の法人化35周年の節目にあたるため、11月下旬から12月初旬（予定）に社会福祉大会を開催し、「表彰事業」を行います。
 - ② 「健康福祉フェスティバル事業」を11月14日（日）に予定されている市民まつりにおいて実施します。
 - ③ 金婚、ダイヤモンド婚、プラチナ婚を祝う「金婚等を祝う会事業」を11月7日（土）（予定）に実施します。
 - ④ つどいの場の立ち上げ時に必要な設備備品費等を支援する「つどいの場整備助成事業」を行います。
- 市が指定する日進市老人クラブ連合会、日進市子ども会連絡協議会、日進市身体障害者福祉協会、手をつなぐ育成会、日進市遺族会の運営費補助を行うとともに団体運営の支援を行います。
- その他地域福祉活動の推進に必要な人件費や諸経費の計上を行います。

《事業サービス区分》

区 分	予算額（千円）	備考
1204 ボランティアセンター事業	3,411	独自事業
（内訳）		
ボランティアセンター運営事業	511	
災害ボランティアセンター運営事業	2,100	
ボランティア活動助成事業	800	

- ボランティアセンター事業として次の取り組み支援し、ボランティア活動の推進を図ります。
 - ① ボランティアセンター運営委員会（年数回の予定）の開催、ボランティア相談など、ボランティアセンターの運営に必要なボランティア活動の支援を行います。
 - ② 市内の児童養護施設が実施する家庭体験事業に協力するため、家庭体験ボランティアの募集等の支援を行います。
 - ③ 市民のボランティア参加のきっかけづくりを目的とした講座を開催します。時期や内容等はアンケート等の結果を踏まえ調整を図ります。
 - ④ ボランティア活動を安心して行えるよう各種ボランティア保険の加入受付を行います。
 - ⑤ ボランティア連絡協議会への助成を行います。
- 災害ボランティアセンター運営事業として次の取り組みを支援し、災害時のボランティア支援体制の確立を図ります。
 - ① 災害時に災害ボランティアセンターを立ち上げるために必要な備品・資材を計画的に整備する予算を毎年計上します。
 - ② 市民を対象とした災害ボランティアコーディネーター養成講座（２月予定）や災害ボランティアセンター開設・運営訓練（３月予定）を開催します。
 - ③ 【新規】子どもを含め、幅広い年代の方に災害について関心をもっていただき、災害への備えを進めてもらえるよう、日進市、関係機関と協力し「防災フェスタ」（８月予定）を開催します。
 - ④ 【新規】市内高齢者・障害者福祉事業所における災害への備えの参考としてもらうため、福祉事業所を対象とした防災講演会を開催します。
- ボランティアセンター登録団体を対象とした活動助成費を計上し、ボランティア活動の支援を図ります。

《事業サービス区分》

区 分	予算額（千円）	備考
1205 共同募金配分金事業	5,148	独自事業
（内訳）		
老人福祉活動事業	277	
児童・青少年福祉活動事業	100	
母子・父子福祉活動事業	81	
福祉育成援助活動事業	3,688	
ボランティア活動育成事業	216	
公開プレゼンテーション助成支援金	326	
歳末たすけあい募金事業	460	

- 共同募金配分金事業として次の７事業を実施するとともに、共同募金に対する地域への理解浸透を図るための広報啓発を積極的に進めます。
 - ①「老人福祉活動事業」として市と協働し、「金婚、ダイヤモンド婚、プラチナ婚を祝う金婚等を祝う会」を１１月７日（土）（予定）に実施します。
 - ②「児童・青少年福祉活動事業」として、子ども会の年少リーダー養成事業への助成を行います。
 - ③「母子・父子福祉活動事業」として、子育て家庭を対象とした「家計に関する講演会」を開催し、個別に相談を希望される家庭については、包括支援係自立支援班等につなぐなど、他の部署とも連携した支援に努めます。
 - ④「福祉育成援助活動事業」として、次の取り組みや支援を行います。
 - ・ ７月から９月頃に市内小中学校の児童生徒を対象にした「赤い羽根共同募金作品コンクール」の募集・表彰を行います。
 - ・ 市内全小中高校を福祉協力校に指定し、当事者やボランティアが講師となり、福祉体験学習を実施するため必要な支援を行います。幅広い福祉体験となるよう協議・検討を進めます。
 - ・ 夏休み期間中の中高生を対象に福祉施設でのボランティア活動を実施する青少年等ボランティア福祉体験学習事業を開催します。
 - ・ 助け合いの地域づくりを促進する「つどいの場」の普及を目的に、活動運営費を補助します。
 - ⑤「ボランティア活動育成事業」として、災害ボランティアセンターの初動活動に必要な備品・資材の購入を計画的に進めます。
 - ⑥「公開プレゼンテーション助成金」として、新たに始めるつどいの場や、つどいの場が行う地域交流事業、地域内の事業所の支援を目的として、福祉事業所が市民に開かれた形で開催する従事者養成講座に対して助成をします。
 - ⑦「歳末たすけあい募金事業」として、ボランティアサンの養成や派遣や老人クラブ友愛訪問事業を支援します。

《事業サービス区分》

区 分	予算額（千円）	備考
1207 社会福祉充実事業	2,731	独自事業

- 新たに地域福祉活動に取り組む団体の立ち上げ等の地域支援や制度の狭間で苦しむ方の個別支援を行う地域たすけあい相談員（ＣＳＷ）を配置します。
- 【新規】 令和元年度に中間見直しを行った「しあわせまちづくりプラン」に基づき、計画期間内の早い時期に「地域たすけあい会議」の設置に取り組みます。地域たすけあい会議は、市内を３つの中福祉圏域に分け、各圏域における区や自治会、民生委員児童委員、老人クラブや子ども会、地域福祉の活

動主体や事業所等の代表者などで構成される「地域たすけあい会議設立準備検討会」の設置を行います。地域の情報交換・情報共有や交流を深め、地域で解決できないような課題に対して調整し、協働で解決していく組織の構築を目指していきます。

- つどいの場連絡会等を開催し、社会資源としての課題整理やそれぞれの地域に合った活動支援を行います。
- 近隣住民によるゆるやかな見守り活動の啓発を行う人材を育てる「まちの守り人養成講座」（随時開催）を開催し、見守り活動を支援します。
- 高齢者や障害者等がいる家庭を対象に車いす専用車や車いす等の福祉用具等の貸出や福祉機器リサイクル事業を行います。
- 介護予防を目的に高齢者等を対象とした傾聴ボランティアの派遣事業を実施するため、必要な事務経費等の計上を行います。

《事業サービス区分》

区 分	予算額（千円）	備考
1301 福祉サービス支援事業	1,201	市受託事業
1305 生活支援体制整備事業	5,226	市受託事業

- 介護支援ボランティア事業として、「にっしんおたっしやボランティア」に登録した高齢者が、市内介護保険施設等において市が認めたボランティア活動を行った際にポイントを付与し、ポイントに応じた交付金支給を行います。
- 生活支援体制整備事業として、第1層の生活支援コーディネーターを配置し、地域生活支援体制の整備を進めます。
- 地域支え合い円卓会議、生活支援サポーター養成講座（年4回）を開催し、協議体の運営や地域の関係機関ネットワークづくりを進めます。

1 法人本部

1－2 包括支援課

1－2－1 包括支援係

《重点事業》

○ 地域包括ケアシステム構築への市との連携・協力

市が目指す地域包括ケアシステム（高齢者が可能な限り住み慣れた地域でその有する能力に応じて自立した生活を営むための支援が包括的に確保される体制）の構築に必要な「専門職の連携による支援の体制づくり」、「地域の支え合いによる支援体制づくり」、「認知症支援の体制づくり」の実現のため、市と連携・協力して地域包括ケアシステムの構築を進めます。

○ 【拡充・新規】認知症総合支援事業への協力

市が実施する認知症総合支援事業において、地域包括支援センター事業に関連する市受託事業として、認知症初期集中支援チームが認知症の高齢者とその家族を支援し自立生活をサポートする認知症初期集中支援推進事業の推進と、新たに地域包括支援センターに認知症地域支援推進員を配置し、医療、介護と生活介護サービスを連携し、認知症に関する地域支援体制づくりの構築を進めます。

○ 【拡充】新たな共生型デイサービス事業への事業転換

事業移管を想定して事業運営を行ってきたデイサービス事業を、今後も本会において継続して実施していくにあたり、サービス内容を見直し経営基盤の強化に努めます。これまでに運営形態である高齢者の通所介護事業と総合事業（通所型デイサービス）、障害者の基準該当生活介護事業を、デイサービス経営の視点を加え、地域密着型通所介護事業や共生型通所介護事業への転換を検討し、転換を円滑に進めます。

《事業内容》

1－2－1 包括支援係

1－2－1－1 包括支援班

《事業サービス区分》

区 分	予算額（千円）	備考
2101 地域包括支援センター事業	35,481	市受託事業
2103 介護予防支援事業	12,840	指定事業
2104 認知症初期集中支援事業	10,437	市受託事業

- 地域包括支援センター事業では、保健師・社会福祉士・主任介護支援専門員を配置し、高齢者等の総合相談窓口として相談支援を提供します。
- 他の専門機関等との連携強化や地域包括ケアシステムの構築に向けた市との連携・協力を進め、高齢者等の困難事例・虐待防止への対応力強化を図っていきます。
- 専門職の各種研修の参加等をとおして専門知識を深めるとともに、地域包括支援センター内でのケースの協議や情報の共有を図り人材育成に取り組み、相談機能の強化を図ります。
- 【新規】新たに認知症地域支援推進員を配置し、認知症の方やその家族を支援するために、地域の実情に応じた支援体制の仕組みづくりや医療、介護の関係機関との連携を図ります。
- コミュニティサロンでの福祉講座や出前講座、認知症サポーター養成講座の実施及び地区ケア会議等を開催することで、地域住民の介護予防等に関する理解を深め、地域における支援能力の向上を目指します。
- 地域包括支援センター事業に付随する指定介護予防支援事業所を開設し、介護支援専門員を配置することで、要支援状態等の方を対象に自宅で介護予防のためのサービスを適切に利用できるよう、ケアプラン（介護予防サービス計画）の作成、サービス事業所との連絡調整等を行います。
- その他、ゆうゆう体操の開催等、介護予防についての普及や啓発を行います。
- 認知症初期集中支援事業の受託により、専門職による認知症初期集中支援チームを設置し、認知症サポート医の指導のもと、次のような取り組みを行うことで、早期に適切な機関につなぐ支援ができる体制を整備します。
 - ① 支援を必要とする高齢者やその家族を訪問し、認知症の状況を把握する。
 - ② 関係者を招集し、チーム員会議を開催し、支援の方向性を検討する。
 - ③ 支援計画に沿って早期に適切な機関へつなげる。
 - ④ 支援終了後もフォローアップして適切な時期にモニタリングを行う。

1－2－1 包括支援係

1－2－1－2 ケアマネ班

《事業サービス区分》

区 分	予算額（千円）	備考
2102 居宅介護支援事業	10,749	指定事業

- 介護保険事業である指定居宅介護支援事業所を設置し、介護支援専門員を配置することで、要介護状態の方を対象に心身の状況や生活環境、本人・家族の希望等に沿って、ケアプラン（居宅サービス計画）の作成、ケアプランに位置づけたサービスを提供する事業所等との連絡調整等を行います。
- 【拡充】各種研修の参加や事業所内での情報共有、他機関との連携等により、支援能力の向上を目指すとともに、人材育成に取り組みます。

1－2－1 包括支援係

1－2－1－3 通所介護班

《事業サービス区分》

区 分	予算額（千円）	備考
1405 通所介護事業	28,705	市指定管理事業
1407 生活介護事業	9,265	市指定管理事業

- 市から中央福祉センター指定管理事業であるデイサービス事業の継続方針が示され、高齢者等を対象とした通所介護事業（介護保険事業）、総合事業（通所型デイサービス）及び障害者を対象とした基準該当生活介護（障害者総合支援事業）を実施し、利用者の入浴、排泄、食事の介護や機能訓練等を提供します。
- サービス提供に必要な人件費、講習費、食事提供経費等を計上するとともに、市による設備等の改修やサービス内容を刷新し、人員配置等の経費削減に努めます。
- 市の方針に基づき、共生型事業の実施に向けて、可能な取り組みを進めるとともに、効率のよい経営状況が見込まれる地域密着型通所介護の切り替えを令和2年10月を目標に実施し、その後更に手続きを進め加算の多い共生型通所介護の実施に向けて、必要な調整や協議を進めていきます。

1－2－2 生活支援係

《重点事業》

○ 【新設】生活支援係の新設

平成30年4月に策定した「職員体制整備計画」で示した組織体制の強化を図るため、包括支援係にあった自立支援班を生活支援係として係を新設し、係を自立支援班と生活支援班とに分けることで日常生活自立支援事業、生活福祉資金貸付事業、生活困窮者自立支援事業等の業務を明確化するとともに職員体制の強化を図ります。

○ 【拡充】権利擁護支援体制の強化

法テラスなどへ自らが相談に出向くことが困難な相談者の権利擁護を目的として、契約司法書士と連携した相談支援体制を整え、日常生活における包括的な自立支援を行います。

《事業内容》

1－2－2 生活支援係

1－2－2－1 自立支援班

《事業サービス区分》

区 分	予算額（千円）	備考
1302 生活福祉資金貸付事業	9, 290	県社協受託事業
1303 日常生活自立支援事業	1, 455	県社協受託事業

- 生活福祉資金貸付事業として、低所得、障害者、高齢者世帯を対象に県社協の実施する総合支援資金・福祉資金・教育支援資金・不動産担保型生活資金の相談や申請、援助等を行います。
- 本会の独自事業である「しあわせ資金貸付事業」を実施し、低所得世帯を対象とする「しあわせ資金」の貸付を行います。
- 日常生活自立支援事業として、認知症や障害等により、判断能力に不安のある方を対象に、福祉サービスの利用援助や日常的金銭管理、重要書類の預かり、定期訪問などを行います。
- 緊急生活支援やホームレス対策として、法外援護事業（行旅人旅費貸付）による緊急貸付を行います。
- 相談員は各種研修の参加等により専門知識を深め、多様なケースの相談に応じるとともに、事業利用者の包括的援助について他機関との連携を図ります。

1－2－2－2 生活支援班

《事業サービス区分》

区 分	予算額（千円）	備考
1304 生活困窮者自立支援事業	12, 484	市受託事業

- 生活困窮者自立相談支援事業として、相談員及び就労支援員を配置し、生活困窮者とその家族等に対して、日常生活における包括的な自立相談支援を行います。
- 緊急生活支援とホームレス対策として共同募金事業を活用し、生活困難者に対する日用品の貸出や食材の提供事業を行います。
- 相談員及び就労支援員は各種研修の参加等により、専門知識を深め相談機能を強化するとともに、ケースに応じたネットワークの構築に努めます。
- 生活困窮家庭を対象とした子ども食堂や学習支援等を行う団体等の活動を支援するため、他の専門機関や企業等との連携を図ります。

2 障害者福祉センター

2-1 地域生活支援センター

2-1-1 総務係

《重点事業》

○ 人材育成事業の見直しと推進

人材育成事業においては、法人本部における市民活動・ボランティアの育成・活動支援体制の強化に併せて、既存の障害福祉に関するボランティア養成講座の見直しを継続して図ります。

また、地域における公益的な事業への転換を目指し、各種ボランティア等人材育成やピアサポート事業を推進します。

○ 各種規程、内規等の整備

事業内容の見直しや新たなニーズに対応を図っていくため、必要な規則、規程や内規、マニュアル等の整備・見直しを進めます。

《事業内容》

2－1－1 総務係

《事業サービス区分》

区 分	予算額（千円）	備考
1501 障害者福祉センター管理事業	20,362	指定管理事業

- 障害者福祉センターの指定管理業務として、必要な人件費や設備備品等の維持管理費を計上し、障害者福祉センターの適切な運営管理を行います。
- 人材育成事業として、次の業務経費を計上し、障害のある方を支援するボランティア等の養成や交流の場づくりの支援を進めます。
 - ① 各種ボランティア等人材育成
 - ・ 視覚に障害のある方を支援するボランティア養成講座
 - ・ 精神保健福祉ボランティアステップアップ講座
 - ・ 精神保健福祉ボランティア養成講座
 - ・ 要約筆記ボランティア養成講座
 - ・ ICT 機器当事者向け講座
 - ・ 【拡充】視覚に障害のある方を支援するボランティア養成講座
 - ② ピアサポート事業（身体）

気軽に集まりおしゃべりできる交流の場「しゃべり場」を隔月開催し、肢体不自由の方の子育てを支援します。
 - ③ 精神障害者等の居場所支援として、フリースペース「すばる」（月 1 回開催）の活動を支援します。
 - ④ 学生ボランティアの活動支援の援助

２－１ 地域生活支援センター

２－１－２ 相談支援係

《重点事業》

○ 基幹相談支援センター事業の充実

地域における相談支援の中核的な役割を担う機関として、地域の関係機関の連携強化や地域の相談支援体制の強化するための専門的な指導又は助言を行います。

○ 障害者自立支援協議会の運営の推進

障害者自立支援協議会の運営を通して築いてきた福祉事業者や市民活動団体等の地域資源とのネットワークをさらに構築し、地域の関係機関との連携強化を進めます。

《事業内容》

2－1－2 相談支援係

《事業サービス区分》

区 分	予算額（千円）	備考
1502 地域生活支援センター事業	23,613	指定管理事業

- 障害のある人の総合相談支援を行う基幹相談支援センター事業を提供するため、必要な相談支援専門員等の配置を行います。
- 障害者の支援体制の整備や障害福祉計画等に関する協議を行う障害者自立支援協議会（本会）を、年4回程度開催し、各部会の取り組みを報告していきます。
- 障害者自立支援協議会の専門部会として、毎月、障害福祉サービス事業所や相談支援事業所などの関係者で構成されたケアマネジメント部会を開催し、人材育成と確保、地域生活支援拠点の整備等、障害のある方が地域で暮らしていくために、課題解決に向けた取り組み等を行います。
- 障害のある当事者、市内障害福祉サービス事業所、権利擁護支援センターなどの関係者で構成された権利擁護部会を隔月開催し、災害時支援や障害者差別解消法理解等、権利擁護に関する周知啓発等を行います。
- 障害者就労支援事業者、就労系障害福祉サービス事業所等、学校関係者などで構成された就労部会を隔月開催し、障害者雇用の促進や進路決定に関わる福祉・学校・相談機関の連携の仕組みづくりと保護者に向け情報提供や周知啓発を行います。
- 障害児通所支援事業所、学校関係者、民生児童委員などの関係者で構成された子ども部会を隔月開催し、障害のあるお子さんとその保護者が住みよい街となるように、学齢期の関係機関連携の仕組みを構築します。
- 講演会、ネットワーク勉強会、発達支援セミナー、みんなの勉強会等の情報発信事業を行うため、必要な費用計上を行うことで、障害のある方の理解を深める研修や啓発を通じて関係機関や地域住民への働きかけを強化し、共生社会の実現を図るために支援を進めます。
- 障害のある子もない子も地域で交流できる場として、チャレンジド夏祭り（9月6日予定）を開催します。

○障害福祉サービス事業所職員対象の研修

市内では、様々な事業所が障害福祉サービスを提供していますが、職員の研修体制が十分に整っていないことから、民間事業所職員の障害者福祉の知識が向上するような研修を計画し開催します。

【新規】強度行動障害の予防と対応に関する事業所職員向け研修を開催します。

○民間事業所のネットワークの構築

民間事業所が福祉関係の情報を共有し、職員同士の交流を促すため、民間事業所のネットワークの構築を進めます。

《事業サービス区分》

区 分	予算額（千円）	備考
1504 地域相談支援事業	1, 1 3 8	指定事業
1506 計画相談支援事業	3 8, 2 5 3	指定事業

- 相談支援に関する次の指定事業所を設置し、必要な相談支援専門員等を配置することで、障害のある方からの相談に応じ、必要な情報提供、助言やその他障害福祉サービス等の必要な支援を行います。
 - ① 特定相談支援事業として、障害のある方からの相談に応じ、必要な障害福祉サービス等の必要な支援を行うとともに、継続して障害福祉サービスや相談支援を適切に利用できるようモニタリングや関係機関との調整を実施します。
 - ② 障害児相談支援事業として、障害のあるお子さんに対する必要な障害福祉サービス等の必要な支援を行うとともに、継続して障害福祉サービスや相談支援を適切に利用できるようモニタリングや関係機関との調整を実施します。
 - ③ 一般相談支援事業として、障害者支援施設に入所や精神科病院に入院している方に対して、退院や退所に向けて、相談や支援を行う地域移行支援及び地域定着支援を提供します。

《事業サービス区分》

区 分	予算額（千円）	備考
1507 就労支援コーディネート事業	2, 5 0 0	市受託事業

- 就労・生活支援コーディネーター業務を市から受託します。
- 障害のある方が自立して生活するため就労定着できるよう、専任の相談員がきめ細かい相談や対応を実施し、継続的な就労支援を提供します。

2 障害者福祉センター

2-2 子ども発達支援センター

2-2-1 療育係

《重点事業》

○ すくすく園の運営（児童発達支援事業）

専門職スタッフ（作業療法士、言語聴覚士等）による研修の実施、外部専門研修への積極的参加、先進施設への視察、公立保育園主催研修への参加と2週間の保育実習など、保育士等の現場スタッフの研修機会を充実させていくことで、発達支援の質の向上を図ります。また、待機児の解消に向けて、関係機関とのより一層の連携強化を図るとともに、ニーズに応じた柔軟なクラス運営を行います。

また、主任保育士を配置することで、現場スタッフの急な休みなどに対応し、併せて各クラスの療育の質を均一化できるように、保育士の育成・支援をしていきます。

○ 保育所等訪問支援事業

保育園、幼稚園等に在籍している、様々な状態像の発達が気になるお子さんに対して、専門的な支援が出来るような人材の確保・育成を目指し、多様なニーズに対応できるような体制整備を進めます。

○ 巡回相談（巡回支援専門員整備事業）

公立園に関しては、これまでの定期巡回の積み重ねによって支援スキルは向上してきており、今後は民間園への支援が中心となってくるものと思われます。保育所等訪問支援とともにニーズに対応できるような実施方法の検討や体制整備を進めます。

○ 基本相談

お子さんの発達を心配される保護者は年々増加をしており、相談員が発達に関する相談を受ける件数が増加しています。巡回相談、児童発達支援事業とも繋がる内容のため、様々な保護者のニーズに対応できるような人材を育成し、体制整備を進めます。

○ 親子通園教室（会場：保健センター西館）

健診事業等で発見された発達に偏りがみられるようなお子さんがスムーズに療育支援につながるよう、保健センター事業（1歳半健診等）との連携及び体制の強化を検討します。また、幼稚園や保育園、児童発達支援センターへのスムーズな就園や相談につなげていくこと（入口と出口の支援）の2

点について、重点的な支援を行います。

《事業内容》

2-2-1 療育係

《事業サービス区分》

区 分	予算額（千円）	備考
1503 子ども発達支援センター事業	149,111	指定管理事業

- 子ども発達支援センター（児童発達支援事業）を運営するため、保育士等の専門スタッフを配置し、言葉の発達がゆっくりな子、友だちと上手く関われない子、身体の不自由な子などが通園し、一人ひとりの発達状況に合わせて基本的な生活習慣や社会生活への適応性を身に付けるための支援を行います。
- 児童発達支援事業は、月曜日から金曜日に開所し、第1単位の定員を50名、第2単位の定員を18名として実施します。
- 保育所等での集団生活の適応のために専門的な支援が必要な場合、専門的な知識を有する専門員が訪問して支援を行う保育所等訪問支援事業を随時提供します。
- 幼稚園や保育園、学校等を巡回し施設のスタッフ等に障害の早期発見・早期対応のための助言等を行う巡回相談（巡回支援専門員整備事業）を実施します。（公立保育園には3～4ヶ月に1回の定期巡回・その他は随時）。
- 保護者同士の交流や情報交換の場である談話会（保護者の交流事業）を月1回開催します。また、すすく園の利用者以外でも参加できるようにします。
- 【拡充】上記「談話会」の時間を利用して、2ヵ月に1回程度、保護者のニーズに応じてテーマを設定し、「保護者勉強会」を実施します。
- 言語聴覚士の勤務を週4日とすることで、言語訓練及び現場スタッフへのスーパーバイズの機会を充実させます。
- 作業療法士、言語聴覚士による相談日を設け、保護者支援の充実を図ります。
- 作業療法士、言語聴覚士等の専門職スタッフによる研修会に、すすく園スタッフだけでなく地域の保育園、幼稚園等のスタッフにも呼び掛けし参加してもらうことで、地域園の障害児の対する支援力の向上を進めます。
- 在園児保護者と卒園児保護者とが集い、交流や情報交換ができる場として、「卒園児と在園児の集う会」を年2回開催します。また、その際に参加していただいた父親に対して勉強会を開催するなど、父親支援にも力を入れています。
- 希望する保護者が全員ペアレントトレーニング（基礎編）の受講できるよう、年間4グループ（計40名程度）の編成とし、保護者支援の充実を図ります。
- 【拡充】概ね月に1回の頻度で開催している「クラス会議」に、園長及び専門職（作業療法士等）が必ず参加するようにすることで、各クラスの支援の

専門性の向上を図っていきます。

- 【新規】現場の課題を検討・解決していくための「福祉ＱＣ活動」の時間を設け、現場職員の主体的な活動の促進と早期の問題解決を図っていきます。
- 【新規】虐待防止のための体制整備を進めるため、「虐待防止員会」及び「虐待防止マネージャー」を設置し、職員の権利擁護意識を向上し、質の高い支援が提供できるように取り組んでいきます。
- 【新規】常勤の作業療法士を配置することで、より専門的な支援が行えるように体制を強化します。

《事業サービス区分》

区 分	予算額（千円）	備考
1505 親子通園事業	6,872	市受託事業

- 専門スタッフを配置し、発達の気になる子どもたちが、すくすく園や保育園、幼稚園等を利用できるようになるまでの間、より早期に療育的な支援を行う親子教室を開催します。
- 週２日（火、金）、保健センター西館を会場に実施し、定員は各１２名としています。